



令和3年度

# 展示会等のイベント産業高度化推進事業 ～中小企業等向け補助事業～

## 第3次公募説明資料

# 展示会等のイベント産業高度化推進事業とは？

中小企業等が主催する新しい生活様式に対応した展示会等のイベントにおいて、高度化に繋がる取組を行う事業の開催に要する費用の一部を補助いたします。本事業により、地域の中小企業等による商談、マーケティングの場を確保するとともに、地域経済の活性化と展示会等のイベント産業全体の高度化に資することを目的とします。

# 補助事業の概要説明

# 1. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の要件を満たす **展示会・イベント等の主催事業者に限り**ます。

- ① 日本国内において登記された法人であり、国内に本社及び事業拠点を有していること。
- ② 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。）第2条第1項に「中小企業者」として規定する者。または、一般社団法人、一般財団法人、非営利活動法人等、会社以外の法人であって「中小企業者」と同等の規模を有する者。
- ③ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けている者ではないこと。

※展示会・イベント等の主催事業者が 実行委員会等 の場合は、実行委員会等 からの 申請も認めますが、その場合は 幹事法人 を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。

（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

また、幹事法人については 上記 の 要件を満たす事業者 であることが申請の条件です。

# 1. 補助対象者

## ①の中小企業者【組合関連以外】

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

## ①の中小企業者【組合関連】

	組織形態
企業組合	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
協業組合	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会
商工組合、商工組合連合会	内航海運組合、内航海運組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	技術研究組合 (直接または間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

# 1. 補助対象者

## A類型

### 要件

- 通常開催の展示会等のイベント

※ 展示会場等において、展示会等のイベントを実際に開催するもの

**補助率**

1 / 3

**補助上限額**

250万円

## B類型

### 要件

- オンライン併用開催の展示会等のイベント

※ 通常開催及びWeb等のオンライン上で展示会等のイベントを開催するもの

**補助率**

1 / 2

**補助上限額**

400万円

事業実施期間は、**補助金交付決定日から令和4年2月25日(金)まで**

※この期間内に、事業計画の遂行、発注、納品、検収、支払等の全ての事業に係る手続きを完了する必要があります。

## 2. 補助対象要件

展示会等のイベントを主催する中小企業者で、その主催者が出展者を公募し、5事業者以上が出展者として集まり、各出展者の商品・サービス・情報などを展示、宣伝するイベントであり、かつ、公に参加が可能なリアルな空間で開催されるイベント。

※ただし、フリーマーケット、路上販売、商業施設等への集客や展示物の鑑賞を目的とするもの、物産展などの物品の販売を主な目的とするものは、補助対象外となります。

○展示会等のイベントに出展される企業は補助対象外となります。

○広く公募をせず、公に参加ができないプライベートショー的な展示会・イベントは補助対象外となります。

○公益法人の方につきましては、個々条件によって判断が異なる場合があるので、申請時にご相談ください。

○申請事業者が大企業に属する場合は、補助対象外となります。

### 3. 補助対象経費について

補助対象となる経費（補助対象経費）は、補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって必要性及び金額の妥当性等が確認できるもののみになります。

＜直接経費として計上できない経費＞ ＊ 抜粋

- 補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの（事業者が指定した国内の事業実施場所に引き渡されないもの）
- 補助金事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・送付に係る費用。

**※補助金交付決定を受けても、補助金事務局が実績報告書等の確認時に、要件を満たしているとは認められない場合には、減額した補助金が支払われることがあります。**



## 4. 審査について

### 審査方法・基準

- 外部有識者等による第三者委員会において、審査基準に基づいて審査を行います。
- 採択審査委員会は非公開で行われます。
- 個別の審査結果についてのお問合せには、応じられません。
- 必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

### 審査結果の通知

- 採択案件（補助対象予定者）の決定後、採択結果をjGrants およびホームページにて通知します。
- 採択決定通知の送付後に、交付申請の意思確認を行います。

### 採択案件の公表

- 採択案件の公表に際しては、事業名、実施者名、事業内容等を事務局、経済産業省のホームページ等で公表します。
- 公表時期は12月下旬頃を予定しています。

## 4. 審査について

### 審査基準

#### 【事業への適合性】

感染対策ガイドライン等の遵守や徹底をどのように行うか、新しい生活様式に対応したこれまでにない取り組みが組み込まれているかなど、新しい生活様式に対応した開催形態となっているか。

#### 【新規性】

過去に開催された展示会等イベントと比べて、これまでにない新しい取り組みの実施が計画に盛り込まれ、展示会等イベントの高度化につながるような取り組みとなっているか。

#### 【地域性】

地域の産業創出やイノベーション促進、生産性の向上、経済の活性化、雇用創出など、地域に資する事業となっているか、地域経済における重要度から特に効果的な事業と認められるか。

#### 【実施体制の実現性】

事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や直近の財務状況、過去の開催実績等から、補助事業を適切に遂行できると判断できるか。

#### 【事業の継続性】

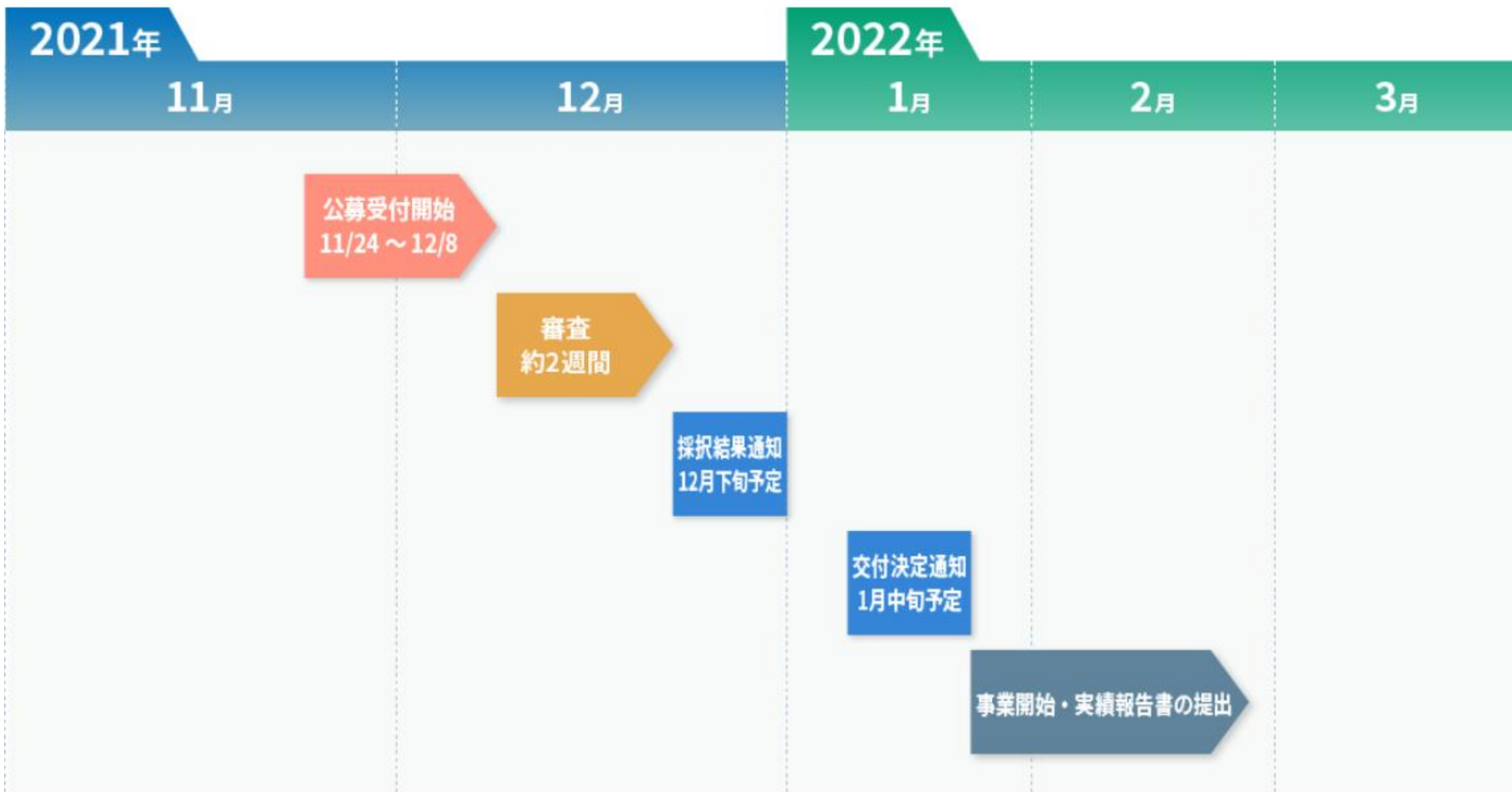
当該事業が補助事業終了後、次年度以降も政策支援がなくとも継続し、継続性・事業拡大が期待できる内容となっているか。

#### 【事業費の適切性】

必要となる経費を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。

# 申請手続きについて

# 1. 実施スケジュール



## 2. 申請手続きの概要

### 公募期間

令和3年11月24日(水)～令和3年12月8日(水) ※17時までに申請を完了が必要です

### 申請方法

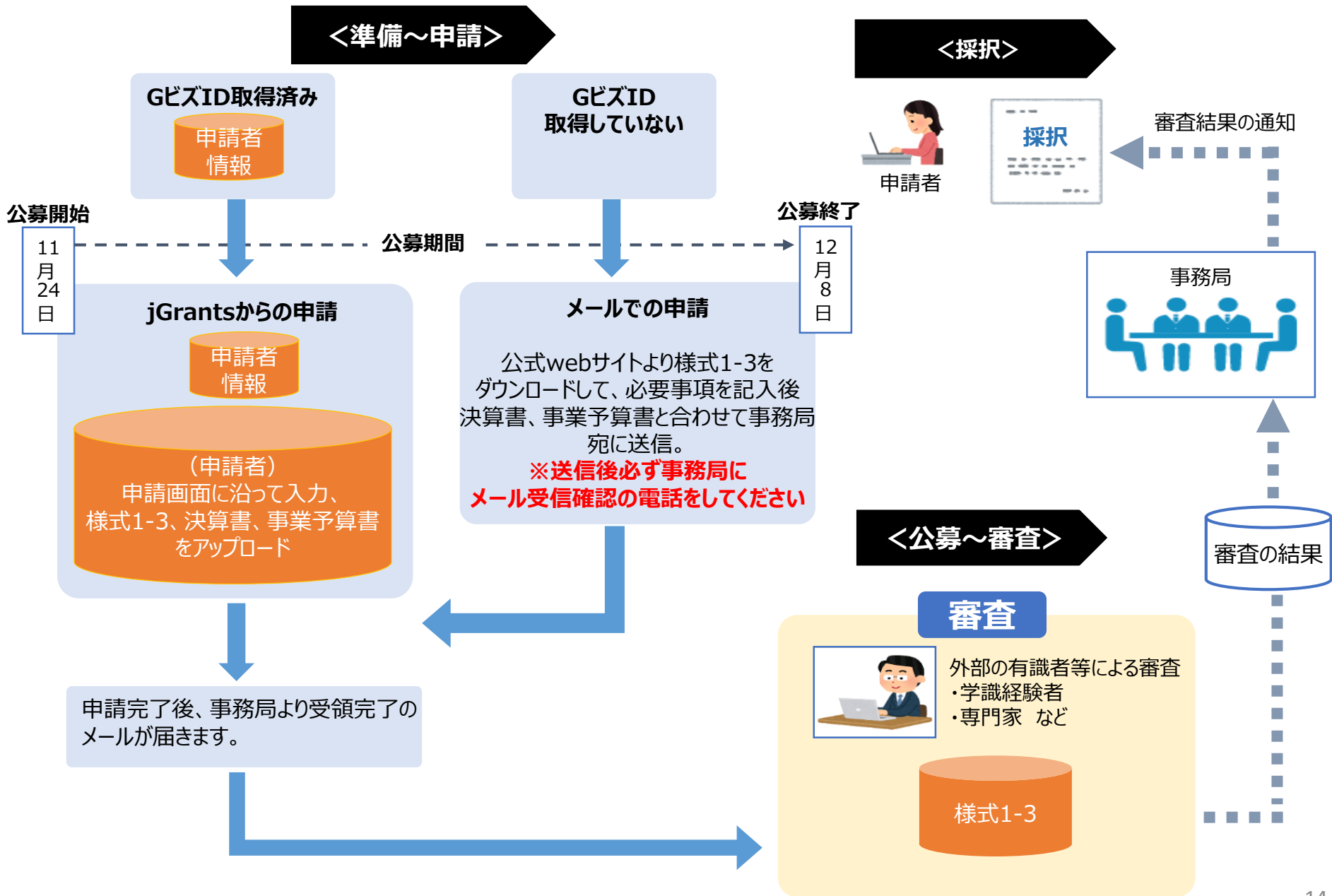
補助金申請システム「jGrants」で申請を受け付けます。  
但し、jGrantsの申請にはGビズIDプライムアカウントが必要です。  
※GビズIDプライムアカウントの発行はおよそ3週間以上の時間が必要ですのでご注意ください。



GビズIDプライムアカウントが取得できず、jGrantsによる申請ができない場合については「oubo@hojyo-exhibition.jp」宛に電子メールで申請してください。

その際メールの件名（題名）を必ず「展示会等のイベント産業高度化推進事業申請書」としてください。  
**※電子メール送信後に、必ず事務局宛にメールの受信確認の電話をしていただくようお願いします。**

# 3. 採択までの流れ



## 4. 提出書類について

### ① 公募申請書（様式 1）

- ・申請書類は印刷した際に A 4 版におさまるサイズで作成してください。
- ・申請の際は、Word と PDF の両方をjGrantsにアップロードまたはメール添付。

### ② 事業計画書（様式 2）

- ・申請者の概要等及び事業内容について、記載してください。
- ・申請の際は、Word と PDF の両方をjGrants にアップロードまたはメール添付。
- ・主催者が実行委員会の場合は、実行委員会規約を添付してください。

### ③ 補助事業の経費計画書（様式 3）

- ・補助事業に関する支出（要する経費の明細）について、記載してください。
- ・申請の際は、Excel と PDF の両方をjGrants にアップロードまたはメール添付。

### ④ 事業予算書

- ・実績がある場合は、過去 3 年以内の事業収支及び、今年度の事業予算書を添付してください。  
様式は自由です。
- ・申請の際は、Excel と PDF の両方をjGrants にアップロードまたはメール添付。

### ⑤ 決算書〔直近 3 期分〕

- （貸借対照表、損益計算書（活動報告書）、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表等）
- ・設立 1 年未満の法人は、事業計画書及び収支予算書を添付してください。
  - ・設立 3 年未満の法人は、直近（1 期分もしくは 2 期分）の決算書を添付してください。